

西秋川衛生組合一般廃棄物処理基本計画  
【概要版】

平成 30 年 3 月

西秋川衛生組合

# 計画策定の基本的考え方

## ◆ 計画策定の背景及び目的

西秋川衛生組合（以下、「本組合」といいます。）は、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村で昭和48年7月に設立しごみ処理を行ってきました。平成23年10月から奥多摩町が加わり4市町村による一部事務組合となりました。また、中間処理施設の更新に伴い熱回収施設（平成26年度稼働）、リサイクル施設（平成28年度稼働）を整備するとともに、最終処分場の再生事業を進めております。

し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成27年4月から本組合において事務を承継しており、し尿を処理するだけでなく、発生する汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに資源化する汚泥再生処理センター（平成30年度稼働予定）を整備するなど、廃棄物処理に大きな転機が訪れています。

こうした状況を受けて、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を考慮し、新たな基本方針・施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定しました。なお、本計画はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

## ◆ 計画目標年度

ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省）及び生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月 環境省）では、目標年度は、計画策定時より10～15年後程度とされています。したがって、本計画の計画目標年度は、計画初年度を平成30年度、計画期間を15年間として平成44(2032)年度とします。

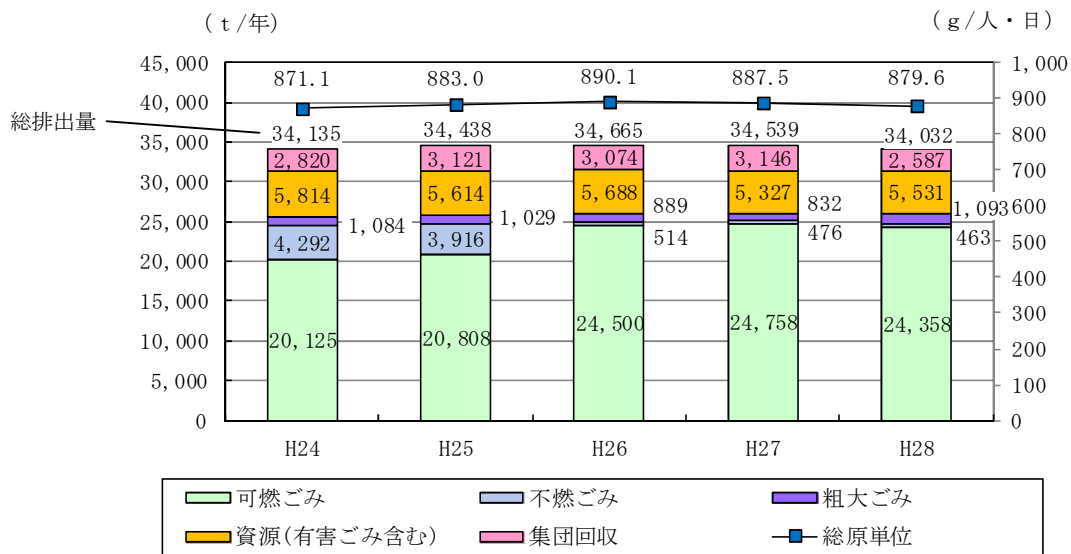
年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					見直し（予定）			▲ 中間目標年度		見直し（予定）					▲ 計画目標年度

# ごみ処理の現況

## ◆ ごみ排出の現状

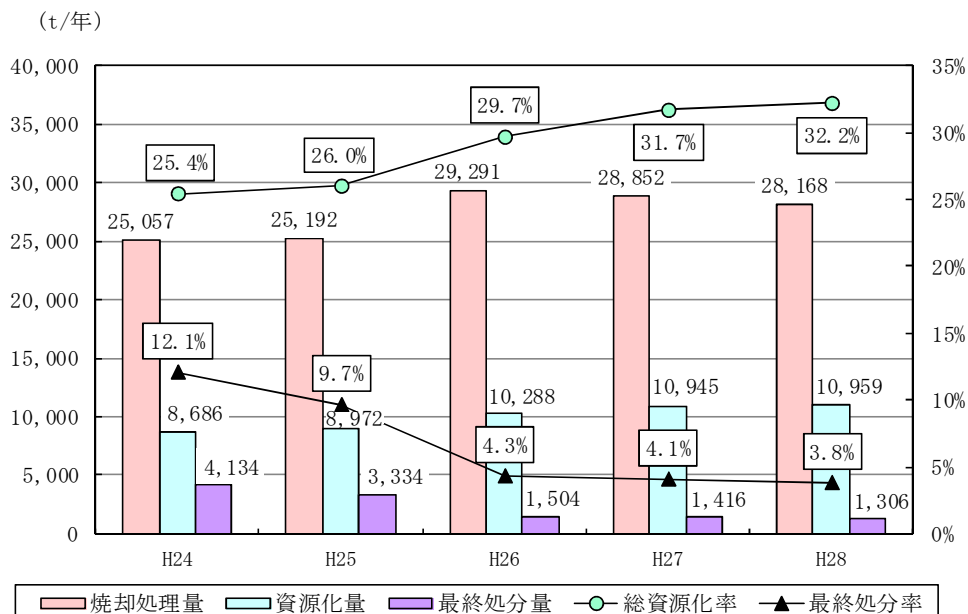
### ごみ排出量の実績

組合構成市町町村のごみ発生量は平成 26 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度以降は減少傾向に転じています。総原単位（1 人 1 日当たりのごみ排出量）は、平成 28 年度において 879.6 g/人・日となっています。



### ごみ処理量の実績

平成 26 年度に新しい熱回収施設が稼働し、掘り起こしごみを含めた熔融処理及び資源化を開始したため、当該年度に焼却処理量、資源化量及び総資源化率は大きく上昇し、最終処分量及び最終処分率は大きく減少しています。



# ごみ処理基本計画

## ◆ 基本理念

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

## ◆ 基本方針

### ● 基本方針1 「循環型社会形成の推進」

具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：構成市町村と連携した、啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

### ● 基本方針2 「適正処理・処分の推進」

中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

#### ○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理の方法の検討を行います。

#### ○最終処分容量の確保

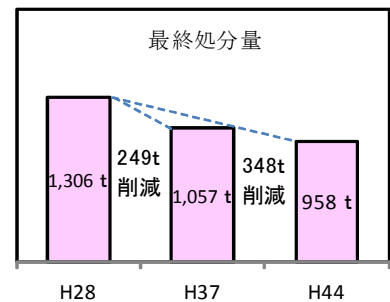
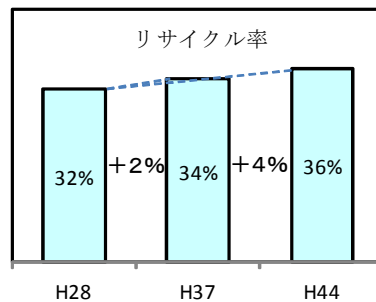
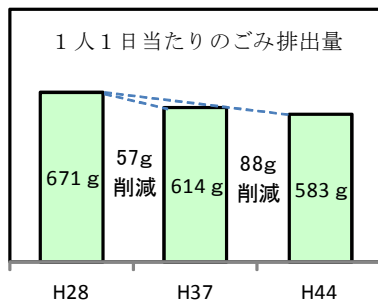
ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図るとともに、すでに埋め立てられている埋立物を掘り起こし、熱回収施設において熔融することで最終処分場の再生・延命化を図ります。

### ● 基本方針3 「生活環境・自然環境の確保」

構成市町村が行うごみの収集・運搬と一体となって適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

## ◆ 目標値

項目	平成28年度 (基準年度)	平成37年度 (中間目標年度)	平成44年度 (計画目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量 【資源・集団回収除く】	671 g / 人・日	614 g / 人・日	583 g / 人・日
リサイクル率 (資源化量÷ごみ総排出量)	32%	34%	36%
最終処分量	1,306 t / 年	1,057 t / 年	958 t / 年



## ◆ 減量化・資源化計画

### ごみの減量化・資源化施策

#### ○ 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、年間約 282 万トンと推計されています（平成 28 年度、環境省）。

本組合で焼却している可燃ごみ中の厨芥類の割合は 10% 程度（乾燥重量ベース）ですが、厨芥は水分を多く含んでおり、実際には、厨芥類が可燃ごみの 4 割程度を占めていると思われます。可燃ごみの排出量を抑制するため、構成市町村とともに施策を検討、推進します。

#### ○ 構成市町村との協働によるごみ減量化の促進

構成市町村と協働で施策を展開することで、ごみの減量化を図っていきます。

#### ○ 環境学習（施設見学）の場の構築

小学生の社会科見学や構成市町村の企画する、住民を対象とした熱回収施設・リサイクル施設の見学会等を行うことで、ごみの処理過程に直接肌で触れることが出来る環境学習の場を構築し、ごみ減量化に対する理解を深めていきます。

また、熱回収施設内に排出されたごみからの修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる 3R の普及啓発を行います。

#### ○ 学校教育に対する支援、協力

学校教育の中で既に実施されている、ごみの減量化や環境対策に関する様々な取り組みに対して支援や協力をしていきます。

○ ホームページ等による定期的な情報発信

ごみ処理業務についての情報を、ホームページ等により定期的に発信することで、住民のごみに関する理解を深めていきます。

### 適正処理・処分の推進

○ 熱回収

熔融処理により発生する熱エネルギーでごみ発電を行います（サーマルリサイクル）。

○ 最終処分場再生

最終処分場の再生事業の取り組みにより埋め立てられているごみを掘り起こし、また、熱回収施設で発生した熔融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。

### 生活環境・自然環境の確保

○ 持込みごみの受入

平成 28 年 4 月より開始している持込みごみの受入れによりごみの排出量が増加しないように、今後も経過を観察していきます。また、可燃ごみに不適物が混入しないように必要に応じて、展開検査を実施していきます。

○ ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減するため、自主規制値を設け、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

○ 清掃工場の適正管理

ごみ処理施設の適正管理については、廃棄物処理法第 8 条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的実施することにより、安定したごみ処理を行います。

○ 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理については、廃棄物処理法第 8 条に基づく維持管理計画により適正管理します。

# 生活排水処理基本計画

## ◆ 基本方針

### 生活排水に係る理念、目標

生活排水対策の必要性は、今や地球環境問題と密接に関連して社会的にも深く認識されるようになってきました。組合構成市町村においては、多摩川上流域や秋川をはじめとし、多くの清流を有し、清流保全に対する住民意識は高まりを見せています。

このようなことから、公共用水域の水質保全を図り、親しみのある水辺環境を守り伝えていくため、生活排水の適正な処理を目指します。

### 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理の基本は、公共下水道の整備による処理ですが、財政的に多大な負担がかかることや、地理的条件などから整備には相当な年月を要するため、組合構成市町村では、地域の特性や経済性などを検証し、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備していくこととしています。

また、組合構成市町村から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、平成 30 年度中に稼働を予定している、汚泥再生処理センターで引き続き将来にわたり安定して処理を行っていきます。

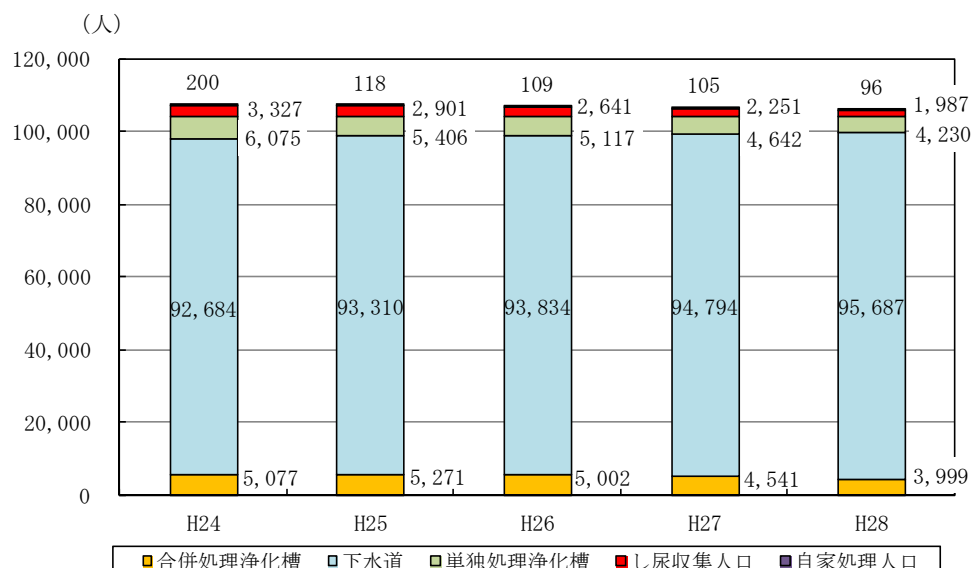
なお、日の出町については、下水道普及率が 100%となっているため、今後下水道への接続を進め、下水道処理率 100%を目指しています。

## ◆ 生活排水処理の状況

### 処理形態別人口の状況

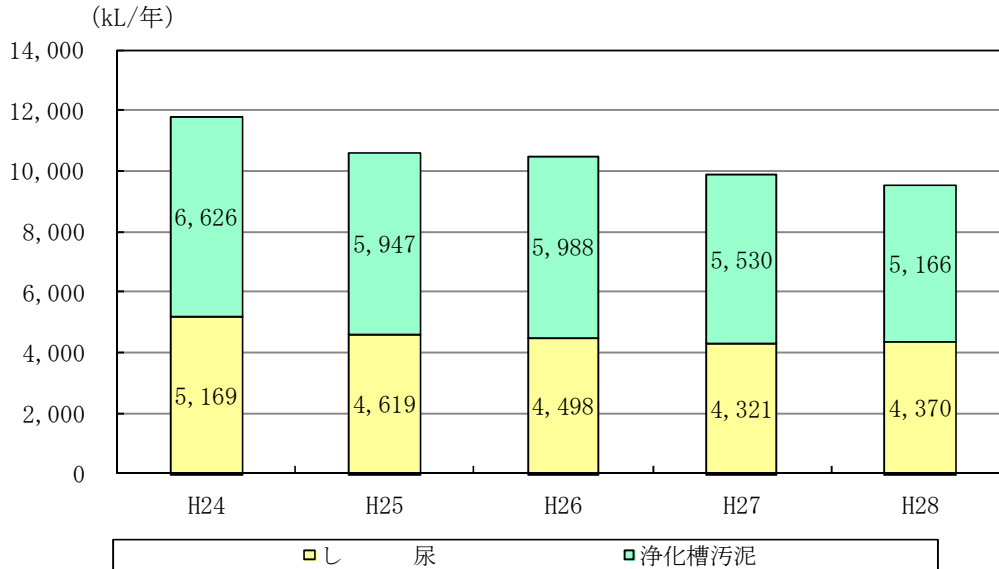
公共下水道人口は増加傾向にあり、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口は減少傾向にあります。

平成 28 年度においては、生活排水処理率が 94.0%、水洗化率が 98.0%となっています。



## し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道への接続の推進により、全体として減少傾向にあります。

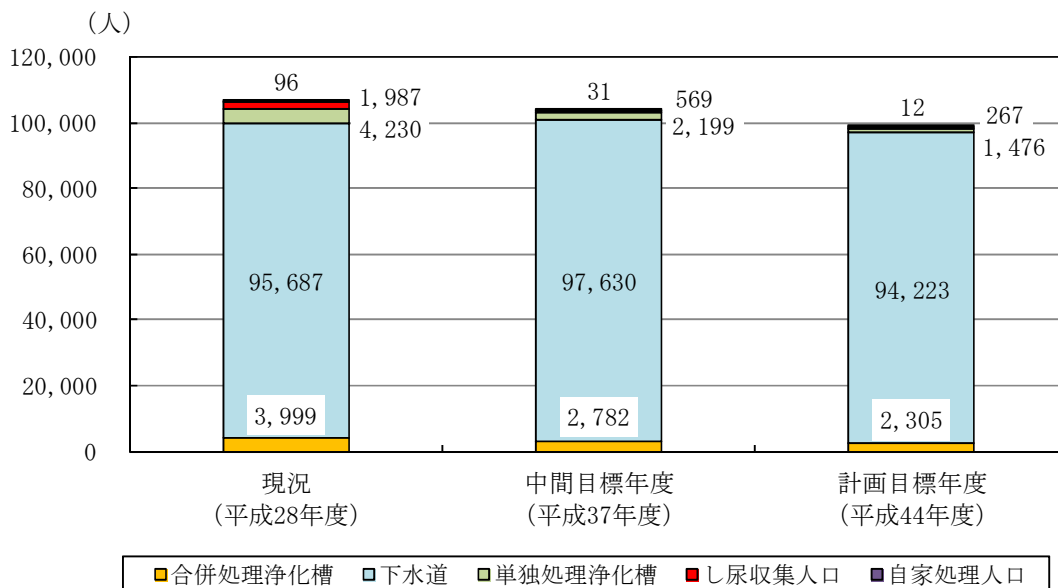


## ◆ 基本フレームの設定

### 処理形態別人口の予測

合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口は減少傾向にあり、公共下水道人口の割合は平成 37 年度では増加しています。平成 44 年度においては、行政区域内人口の減少に伴い公共下水道人口は減少していますが、行政区域内人口に占める割合は増加しています。

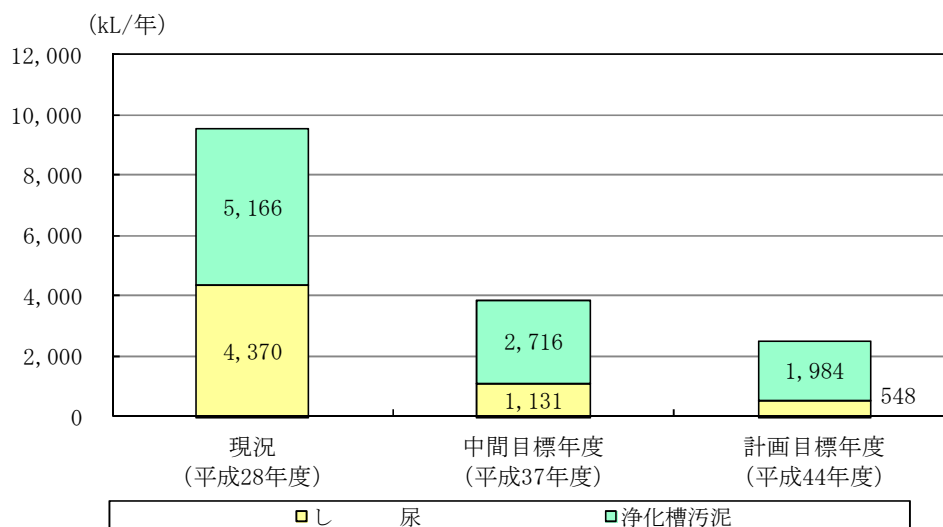
計画目標年度においては、生活排水処理率が 98.2%、水洗化率が 99.7%となる見込みです。





## し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、公共下水道の普及により、今後急速に減少する見込みです。



## ◆ 生活排水処理基本計画

### 生活排水処理基本計画

#### ○ 排出抑制計画

組合構成市町村は、多摩川上流域や秋川などの清流を有しており、住民が快適で豊かな水資源を得ることができるよう、公共用水域の水質保全を図ることが肝要です。このことから、本組合では、組合構成市町村が行っている公共下水道や合併処理浄化槽の計画的な整備の推進に協力し、生活排水を適正に処理することで、汚濁による環境負荷の軽減及びし尿・浄化槽汚泥の収集量の抑制を目指します。

#### ○ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

##### 《収集・運搬計画》

収集運搬の範囲は現行どおり組合構成市町村の行政区域全域とします。組合構成市町村において発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託及び許可の体制がとられており、当面現行体制を維持するものとしています。

##### 《中間処理計画》

衛生処理のみを目的としたし尿処理のほか、浄化槽汚泥等を資源化する汚泥再生処理センターは、平成30年度中に稼働を予定しており現在整備を進めています。これにより、将来にわたり安全に安定した処理を行います。なお、今後し尿・浄化槽汚泥収集量のうちし尿収集量が減少することによる、浄化槽汚泥の割合の増加に由来する油脂分対策に留意します。

##### 《資源化・有効利用計画》

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は場外へ搬出を行っていますが、汚泥再生処理センターの稼働後は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

## 生活排水処理区域計画

### ○ 処理方式及び処理区域の検討

組合構成市町村では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業が実施されています。

また、あきる野市では、現在、下水道部局により、公共下水道の未整備区域については、処理方式及び処理区域の検討が行われています。

## その他検討すべき事項

### ○ 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域における生活排水の汚濁負荷削減のため、台所での調理くずや廃食用油の除去等について、組合構成市町村が行う広報・啓発活動に積極的に協力し、適切な生活排水処理の実現を目指します。

### ○ 合併処理浄化槽の普及促進について

河川など公共用水域の水質汚濁の原因として、単独処理浄化槽等の処理世帯から排出される未処理の生活雑排水の影響が大きいため、今後とも組合構成市町村が行う合併処理浄化槽の普及促進に協力していきます。

### ○ 住民に対する広報・啓発活動

浄化槽は適切な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できないことから、組合構成市町村と連携し、広報等によりその必要性を啓発します。

西秋川衛生組合一般廃棄物処理基本計画  
(概要版)

平成 30 年 (2018) 3 月発行

西秋川衛生組合

【お問い合わせ】

発行 西秋川衛生組合 (高尾清掃センター)

〒190-0154 東京都あきる野市高尾 521 番地

T E L : (042) 596-4418 (直)

F A X : (042) 596-4592

<http://www.nishiakigawa.or.jp/>

構成市町村

- ・ あきる野市 (環境経済部生活環境課)

〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地

T E L : (042) 558-1111 (代)

F A X : (042) 558-1119

<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

- ・ 日の出町 (生活安全安心課)

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

T E L : (042) 597-0511 (代)

F A X : (042) 597-4369

<http://www.town.hinode.tokyo.jp/>

- ・ 檜原村 (産業環境課)

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1

T E L : (042) 598-1011 (代)

F A X : (042) 598-1009

<http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>

- ・ 奥多摩町 (住民課)

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6

T E L : (0428) 83-2111 (代)

F A X : (0428) 83-2344

<http://www.town.okutama.tokyo.jp/>